

# 防災行政無線の運用について

緊急情報などをいち早く皆様にお知らせするため、町内21か所の屋外に防災行政無線を整備しています。防災行政無線の運用方法について、問い合わせをいただくことがありますので、改めてお知らせします。

## ■防災行政無線が聞こえにくいときは

防災行政無線は緊急情報などの伝達手段として適していますが、天候や風向き、住宅の防音性向上などにより、聞き取りにくいことがあります。「何か放送しているな」と気づいたときには、窓を開ける、外に出るなどしてお聞きください（放送内容は、緊急度に応じ、時間を空けて複数回放送します）。

また、町ホームページおよびあびらチャンネルのデータ放送にも同じ内容を記載していますので、そちらで確認することもできます。



## ■防災行政無線で周知する放送は3種類あります

### 緊急放送

緊急事態が発生すれば昼夜問わずに放送します。避難指示やヒグマの出没情報など、町民の生命や財産が脅かされる事態が発生した場合は、オペレーターの肉声により繰り返し放送を行うなど、より聞こえやすい放送となるよう努めます。

#### 【主な放送内容】

避難情報、特別警報、緊急地震速報、国民保護に関する情報（訓練を含む）、ヒグマなど有害鳥獣の出没に関する情報、行方不明者の捜索協力依頼、防犯情報（人身被害が想定される場合）など

### 一般放送

行政情報や啓発活動を広く住民周知するための放送です。なお、一般放送は原則10時から18時の間に放送するよう運用しますので、ご理解をお願いします。

#### 【主な放送内容】

選挙の投票啓発に関する情報、戦没者や災害による犠牲者の追悼に関する情報、火災予防情報、熱中症に関する情報、食中毒警報、大規模な行事またはイベントの開催や中止についてなど

### 定時放送（導通確認テスト）

7時および小学生帰宅時間に、導通確認テストを兼ねて音楽を放送しています。特に、朝の放送について苦情をいただくことがあります。広く町民に定着していることもあり、当面継続して放送します。

#### 【主な放送内容】

7時（21か所中8か所のみ）および小学生帰宅時間のチャイム（旧安平小学校を除く）



問合せ 総務課総務グループ ☎ 2511